

第53回甲賀市水道事業審議会 概要報告

1. 開催日時 令和8年2月4日(水) 午後2時00分から午後3時40分まで
2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301
3. 議 題 令和8年度甲賀市水道事業会計予算(案)について
第2次甲賀市水道ビジョン実施計画について
4. その他
5. 公開又は非公開の別 公開
6. 出席者
委 員 西谷委員、渡邊委員、岩田委員、小高委員、大間知委員、
鵜飼委員、田中委員、成田委員、山内委員 以上9名

事務局 上下水道部 西田部長、山中次長
上水道課 徳田課長、柚木課長補佐、小谷係長、久常係長
上下水道総務課 谷口次長兼課長、山本課長補佐、武村係長、三澤係長
7. 傍聴者数 1人
8. 会議資料 別紙のとおり
9. 議事の概要

○出席委員数の報告

出席委員は10名中9名で、委員の3分の2以上の出席であることから、甲賀市水道事業審議会条例第5条第2項の規定により、会議が成立していることを事務局から報告

○会議内容の公開又は非公開について

会長 本日の会議内容の公開、非公開について、当審議会は市の附属機関にあたるため公開が原則です。

資料には個人情報など非公開にしなければならない内容は含まれていないので、全て公開とし、議事録での発言者は個人名ではなく、委員として公開させていただきます。

(全員異議なし)

○報告

事務局 ——— 令和8年度甲賀市水道事業会計予算（案）について
資料に基づき説明

（質疑）

会長 現在の企業債の残高はいくらであるか。

事務局 約63億円となっております。

委員 令和6年度から有収率が85%程度で推移しているが、地域ごとの数値は把握しているか。数値が低い地域は重点的に対策すべきである。

事務局 令和7年度の見込みは、水口地域89%、土山地域72%、甲賀地域85%、甲南地域93%、信楽地域75%程度です。

委員 土山や信楽の数値が低い原因は何であるか。

事務局 土山から送水している日野町の一部で漏水が多い傾向にあります。信楽地域では下水道工事に伴う更新を進めていますが、不明水が一定割合存在します。今年度の漏水調査については、市全域をAIで診断して漏水を見つけ出したいと考えております。

会長 甲賀市のAI診断は管路図面と土質、水量を組み合わせで判断するもので不明水が減らないのであれば、将来的には人工衛星を活用した漏水検知を一度やってみることも有効かなと考えられる。今年度の結果を7月の審議会で報告をお願いしたい。

委員 資料の投資財政計画にある収支見込みは、何を前提として算定しているのか。

事務局 令和7年度、8年度の数値は修正していますが、令和9年度以降は令和5年2月に策定した経営戦略の数値で、当時の予測に基づいたものになっています。5年に1度の見直し時期に、実態に合わせた修正を行う予定です。

事務局 ——— 第2次甲賀市水道ビジョン実施計画について
資料に基づき説明

（質疑）

会長 計画の一部が令和11年度以降にずれ込んでいるが、優先順位をつけ、市民生活に支障が出ないよう工夫されていると理解している。

事務局 ——— その他（湖南水道用水供給事業経営計画）
資料に基づき説明
（質疑）

委員 8市2町は同一単価になっているのか。
受水費が増加しても、市民の水道料金に影響はないのか。

事務局 同一単価になっています。当面の間は現在の料金を維持する方針です。しかし、物価の高騰が続いたり5年後の県用水の単価見直しによっては、将来的に料金改定を検討せざるを得ない時期が来る可能性はあります。

委員 受水費は上がるが、市民への料金は据え置くという市の努力を、もっと市民に伝えるべきである。

事務局 現在、下水道使用料の改定作業も進めており、広報等を通じて上下水道の経営状況の周知に努めてまいります。

委員 土山町で計画されている大規模な産業廃棄物処理施設について、野洲川への有害物質混入が懸念される。PFAS等の検査体制や、異常時の対応予算はどこから出るのか。

事務局 本市では野洲川から直接取水はしておりませんが、県企業庁においては野洲川より取水され、水口、甲南、甲賀の地域に供給しています。県水は野洲川から取水しています。水道事業者として定期的な水質検査を行い、異常があれば給水停止等の措置を講じる体制を整えております。

委員 万が一給水を停止した場合、代替の水はどう確保するのか。

事務局 琵琶湖から取水する浄水場の水を回すことができると聞いています。ただし、100%を賄えるかは断言できないため、給水車等の対応も検討いたします。

委員 農業用水への影響も心配である。川から直接田んぼに引く水に有害物質が入れば、米等の農産物にも影響するのではないか。

事務局 川は公共水域になりますので、県や市の環境部局で監視等が行われると認識しています。水道事業者としては、令和8年度からPFASについては水質検査が義務化されますが、本市ではPFASを含めた水質検査を今までも行っており、異常値は出ていません。万が一検出されても活性炭等で除去が可能です。

委員 企業は滋賀県の厳しい基準をクリアして排水を流しているが、産業廃棄物処理施設の浸透水の水質について、産廃業者がチェックする義務はあるのか。

事務局 計画されている安定型の処分場は、有害物質等を含まないので有害な浸透水が出ないことが大前提となっています。しかし、本当に有害物質が入らないのかという部分が、皆様心配されるところと認識しています。

会長 市民の不安は大きいと思うので、当審議会として審議をするとしたら、県から購入している水道水の安全性の確保やそれに関連した値上げの有無など、県に対して申し入れを行うことを議論する場かなと思う。

農業用水については本審議会の対象として議論をすることは難しいが、他部局の審議会や県の動向など最新状況を整理し、過去の事例などを含めて7月の審議会で改めて報告をお願いしたい。

事務局 ——— その他 (基本料金減免)
資料に基づき説明
(質疑)

委員 水道基本料金の減免について、システム改修も含めて国からの全額補助となるのか。

事務局 全額交付金で実施します。

事務局 ——— その他 (その他)
(質疑)

委員 水道料金の振込先が4銀行に限定されており不便である。法人の利便性向上のためにも、支払い方法の拡大を希望する。

事務局 現在は市内に店舗がある金融機関との契約ですが、クレジット決済等の導入に向け、手数料等の課題を含めて検討を進めております。

会長 利便性の向上は重要である。検討の進捗状況についても、次回の審議会等で報告を求める。

他にご意見・ご質問もないようですので、本日の議事を終了いたします。